

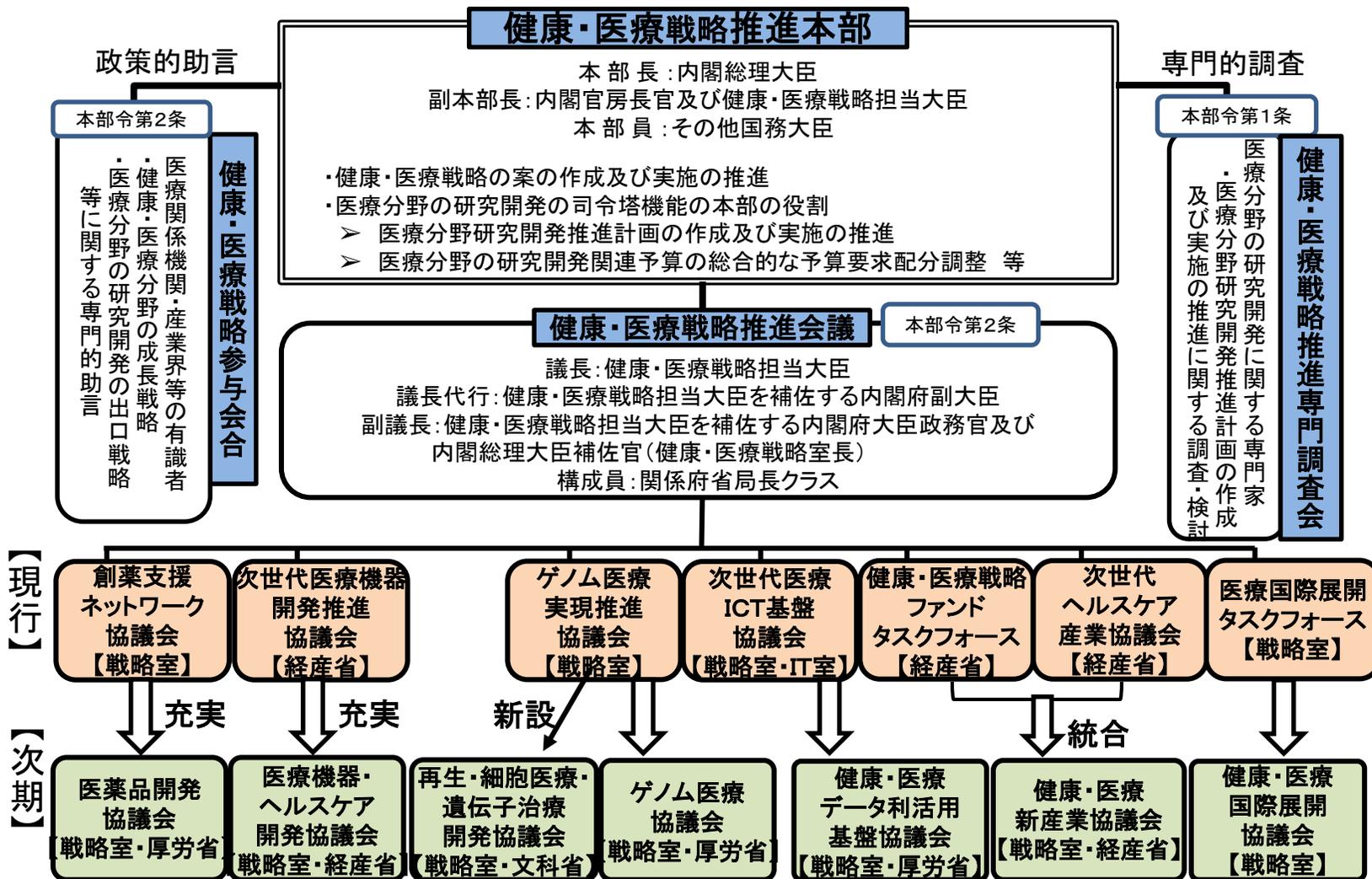
ゲノム医療の推進に向けた 検討について

令和元年10月23日

内閣官房健康・医療戦略室

次期健康・医療戦略の推進体制とゲノム医療協議会の設置について

- 2020年度に開始する次期の健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の実施の推進等のために、健康・医療戦略推進会議の下に必要な協議会を置く。
- ゲノム医療や研究を取り巻く状況が大きく変化している中でそれらを更に推進していくため、ゲノム医療の推進に関する検討を行う協議会を設置する。



ゲノム医療推進に関するこれまでの検討と当面の検討項目について

これまでの検討

- ゲノム医療実現に向けた取組を関係府省・関係機関が連携して推進するため、平成27年1月、健康・医療戦略推進会議の下に「ゲノム医療実現推進協議会」を設置。ゲノム医療推進に向けた具体的な方策を平成27年7月に「中間とりまとめ」としてまとめた。
- 平成28年8月に中間とりまとめにおける29項目を以下の項目に再編したうえで、その進捗状況を定期的に確認。
(具体的な方策の項目)
 - ・総論:ゲノム医療実現に向けて段階的に推進すべき対象疾患の設定
 - ・各論:医療実装に資する課題
研究に資する課題
社会的視点に関する課題
- 令和元年8月に、これまでの取組の進捗を総括するとともに、当面議論すべき項目を確認した。
- ゲノム医療の対象疾患を明確化したうえで、ゲノム医療や研究を取り巻く状況の変化を踏まえながら、新たな体制での検討を行う。

当面の検討項目

- ゲノム医療の対象疾患の明確化
- それぞれの疾患について、ゲノム医療の実装に向けた取組を検討

※今後、重点的に議論すべき事項について(資料1-2参照)

【参考】関連の政府文書について

○成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画(抄) (令和元年6月21日閣議決定)

がん・難病等のゲノム医療を推進する。がんについては、その克服を目指した全ゲノム医療の実現に向け、質の高い全ゲノム情報と臨床情報を、患者同意及び十分な情報管理体制の下、国内のがんゲノム情報管理センターに集積し、当該データを、関係者が幅広く創薬等の革新的治療法や診断技術の開発等に分析・活用できる体制を整備し、個別化医療を推進する。難病等については、より早期の診断の実現に向けた遺伝学的検査の実施体制の整備や、遺伝子治療を含む全ゲノム情報等を活用した治療法の開発を推進する。このため、10万人の全ゲノム検査を実施し今後100万人の検査を目指す英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、**数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を、2019年中を目途に策定**する。また、ゲノム医療の推進に当たっては、国民がゲノム・遺伝子情報により不利益を被ることのない社会を作るため、必要な施策を進める。

○経済財政運営と改革の基本方針2019(抄) (令和元年6月21日閣議決定)

ゲノム情報が国内に蓄積する仕組みを整備し、がんの克服を目指した全ゲノム解析等を活用するがんの創薬・個別化医療、全ゲノム解析等による難病の早期診断に向けた研究等を着実に推進するため、10万人の全ゲノム検査を実施し今後100万人の検査を目指す英国等を参考にしつつ、これまでの取組と課題を整理した上で、**数値目標や人材育成・体制整備を含めた具体的な実行計画を、2019年中を目途に策定**する。また、ゲノム医療の推進に当たっては、国民がゲノム・遺伝子情報により不利益を被ることのない社会を作るため、必要な施策を進める。